

由利本荘市農業委員会だより

あなたと農地。

2024(令和6)年
8月発行

第36号



6月中旬、石沢地区のそば畑へ。
あたり一面に可愛らしい白いそばの花が
広がっていました。

◀そばの花

撮影場所／石沢地区のそば畑(櫛引)



市農業委員会
ホームページ

東由利地域の話題 Higashiyuri AREA TOPIX 話題

このコーナーでは、由利本荘市内
各エリアから注目の話題をお届けします。



「僕、とうもろこし大好き。
前歯でギギギって食べる
んだよ!」
「おつきくなるように、
毎日いっぱいお水をあげる
よ。」
令和六年六月八日、東由
利地域の保育園「社会福祉
法人蔵立会えみの森(園長
畑山玲子氏)」の保護者参観
日で、野菜の苗植え、園医者
さんのお話、ピザ窯を使って

のピザ作りが行われました。
当日は、子どもたちが、
畑にとうもろこしと枝豆の
苗を植えました。そのほか、
畑にはトマト、ピーマン、
ナス、キュウリ、落花生な
どが作付けされており、夏
野菜は八月の収穫祭の日に
収穫し、給食やおやつでい
ただくそうです。
お母さんたちは「農家で
すが、子どもたちが自宅で
土に触れる機会も少なく、
苗植えなどの体験を通して、
野菜が成長していく様子、
食のことを肌で感じてほし



農業委員会事務局

市外局番 (0184)

◆本庁
農政班 TEL 24-6258
農地班 TEL 24-6259
TEL 24-6260
FAX 24-6396

◆総合支所 (産業建設課内 庶務班)

矢島 TEL 55-4957
岩城 TEL 73-2014
由利 TEL 53-2114
大内 TEL 65-2804
東由利 TEL 69-2116
西目 TEL 33-4614
海海 TEL 57-2205

◆広報委員

大瀧 浪雄
吉尾 麻美
小松 健
伊藤 直子
佐藤 源樹
伊藤 靖
斎藤 喜剛
衛 喜剛

暖冬だったせいか、
鳥海山の残雪が例年
にない早いペースでなくなっている
ように見えます。水不足にならない
か、とても心配です。
人手不足です。多くの産地で人手
不足が叫ばれています。農業分野
もまたしかり。当地域では、容易で
ない状況になってきました。十年前、
増田レポートから端を発した「地方
創生」は国の最重要課題の一つとし
てスタートしたものの、何の進展も
なく、東京一極集中が止まりません。
皆さんの地域ではどうですか?
最後に、農業委員会だより発行に
あたり、ご寄稿くださいました皆さ
まに衷心より御礼申し上げます。
(委員 豊島 靖喜)

編集後記



農業者年金で安心豊かな将来を!

年間60日以上
農業に従事

国民年金第1号
被保険者

国民年金の保険料納付免除者を除く

20歳~65歳未満

60歳以上は
国民年金の任意加入被保険者

上記の要件を満たす方なら
どなたでも加入できます

農業者年金制度について

1. 積立方式 加入者や受給者数の影響を
受けない 安定した年金制度
2. 終身年金 保険料が全額
社会保険料控除の対象

※もしも80歳の前に亡くなられた場合は
死亡一時金があります。

若年層には、保険料の
国庫補助による政策支援
があります。

農業者年金への加入要件に加え、
一定の要件を満たす20歳~39歳が
対象です。詳しくは、お問い合わせ
ください。

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金
(付加年金保険料 月額400円)への加入が必要です。
※農業者年金と国民年金基金(旧みどり年金含む)および
個人型確定拠出年金(iDeCo イデコ)とは重複加入できません。



「農業者年金」のしくみ
動画(YouTube)



由利本荘市 農業委員会だより
第36号 / 2024(令和6)年8月発行

編集・発行／由利本荘市農業委員会 〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地
TEL 0184-24-6258 FAX 0184-24-6396 E-mail noui@city.yurihonjo.lg.jp

印刷／術高写真印刷

©2024 由利本荘市農業委員会事務局 ※転載・複写複製を禁じます。

あなたと農地。 8

農地中間管理機構

Q&A

- Q** どうして相対による利用権設定（基盤法）ができなくなるんですか？
- A** 地域の話し合いにより将来の農地利用の姿を明確化し、集積・集約化した「地域計画（目標地図を含む）」を定める法改正がありました。農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構を活用することになったためです。
- Q** 契約期間が終了していない相対の契約は、どうなるの？
- A** 令和7年度以降も利用権設定（基盤法）の契約期間が残っている場合、契約期間満了まで契約は有効です。
なお、農地法による貸借は、そのまま残ります。
- Q** 窓口や手続きなどは、どうなるの？
- A** 窓口は、農地中間管理機構を担う秋田県農業公社と連携している農業委員会と市農業振興課です。手続きにかかる申請書類は、農業委員会で作成します。手続きが完了するまで3～4ヶ月かかります。
- Q** 農地中間管理機構を利用するためには、手数料は必要ですか？
- A** 耕作者・所有者から、手数料として契約初年度のみ1契約あたり5千円を徴収します。
同一年度に複数回契約する場合は、初回のみ徴収となります。
- Q** 契約期間は、10年以上にしなければいけないですか？
- A** 契約期間は、耕作者の経営の安定・発展に配慮し、原則として10年以上です。耕作者がこれよりも短い期間を希望し、所有者もこれを了承する場合は、短期間の契約が可能です。
- Q** 契約後に、賃借料の変更はできますか？物納（賃借料を米で納める）はできますか？
- A** 契約期間中に賃料を変更したい場合は、所有者と耕作者が合意の上で変更することができます。現在、物納は取り扱っていません。今後予定はありません。代替としては、所有者が耕作者から米を購入する等です。

★農地中間管理機構の詳細は、農林水産省HPをご利用ください！

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

農地バンク／農地中間管理機構 検索



お問い合わせ先

市外局番 (0184)



農業委員会事務局

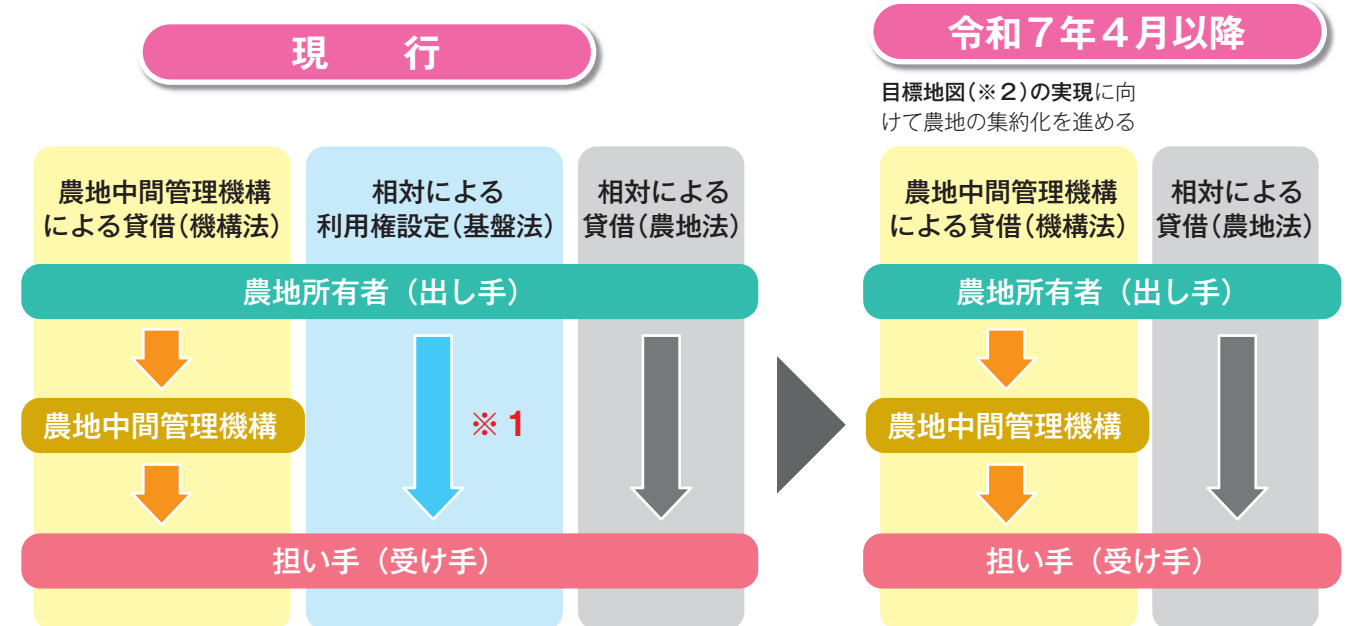
農地班 TEL 24-6260 FAX 24-6396
矢島庶務班 TEL 55-4957 FAX 55-2157
岩城庶務班 TEL 73-2014 FAX 73-2131
由利庶務班 TEL 53-2114 FAX 53-2962

大内庶務班 TEL 65-2804 FAX 65-2217
東由利庶務班 TEL 69-2116 FAX 69-2039
西目庶務班 TEL 33-4614 FAX 33-4189
島海庶務班 TEL 57-2205 FAX 57-2076

産業振興部 農業振興課 担い手支援班 TEL 24-6234 FAX 22-5107

農業者の皆様へ

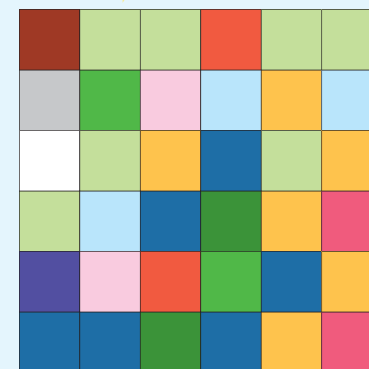
農地の貸し借りは、令和7年4月から、原則として農地中間管理機構経由になります！



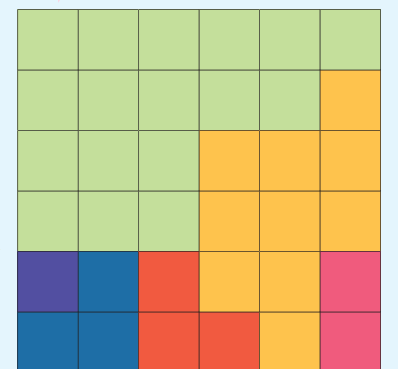
※1 申出書等の提出は、令和7年2月末日まで

※2 市町村の作成する地域計画において、農地一筆ごとに将来、誰が耕作するのかを示した地域農業の未来設計図。随時更新が可能。

それぞれの農地がバラバラに混在…



農業者ごとにまとめて使いやすく！



農地中間管理機構

これまで市町村が作成した農用地利用集積計画から
農地中間管理機構を経由した**農用地利用集積等促進計画に一本化**

農地の貸し借りは **農地中間管理機構**へ



▲ひとつひとつ生育の状況を確認

私が新規就農した経緯として祖父母が農業をしていたことがきっかけになります。小さい頃から手伝いをして楽しく感じる事が多く、農業をしたいと思うようになりました。高校では水稻について学びましたが、祖父からの

助言で園芸品目について勉強するべく卒業後は農業系の専門学校へ進み、ミニトマトについて研究し、卒業後に新規就農しました。現在では、ミニトマト10アール、ネギ20アール、スナップエンドウ・さつまいもを10アール程度、栽培しています。就農後は、ミニトマトを栽培する上で水管理が一番難しいと感じました。もともと水田だった場所にハウスを新設したため、水はけが悪く、多く水をかけてしまうと根が痛んでしまい、生育不良になってしまったため、感覚を掴むま

(担当委員 吉尾 麻美)

農業にチャレンジ!



農地利用最適化推進委員もやっています!

できることに魅力を感じ、アスパラガスの栽培を手掛けてみることにしました。農業は全くの素人で、かつ人力主体なので取りあえず露地6・5アールから始め、講習会や研修会で勉強しながら徐々に栽培面積を増やし、現在は10アールの圃場面積になっています。栽培2年目にいきなり病害により、10月上旬には圃場の大半が早期枯れするという大ピンチに見舞われました。幸い、JA職員の方や地域振興局担当の方のご指導、アスパラガス部会員との情報交換の折、助言をいただき、何とか立て直すことができました。春先は、霜や強風などで傷つきやすいのでトンネルがけをしたり、アナグマの掘りおこしによる根の露出防止のため電気柵を設置するなど、いろいろなトラブルに対処するための対策を講じております。現在、初期に植えたアスパラガスは8年目となり、根域が拡大し、うねからはみ出しもあり、立茎のバランス保持に苦労しています。アスパラガスは一度の植え付けにより管理次第で、長期間期待に応えてくれます。微力ですが、これから消費者に少しでも喜んでもらえるようなアスパラガス作りに励んでいきたいと思っています。

(担当委員 伊藤 直子)



伊藤 敬一 さん
いとう けいいち
大内地域 大谷 (71歳)

定年退職後 JA主催の「アスパラガス栽培講習会」があり、軽い気持ちで参加しました。その講習で、一度の植え付けで10年以上収穫ができることに魅力を感じ、アスパラガスの栽培を手掛けてみることにしました。

栽培2年目にいきなり病害により、10月上旬には圃場の大半が早期枯れするという大ピンチに見舞われました。幸い、JA職員の方や地域振興局担当の方のご指導、アスパラガス部会員との情報交換の折、助言をいただき、何とか立て直すことができました。春先は、霜や強風などで傷つきやすいのでトンネルがけをしたり、アナグマの掘りおこしによる根の露出防止のため電気柵を設置するなど、いろいろなトラブルに対処するための対策を講じております。

現在、初期に植えたアスパラガスは8年目となり、根域が拡大し、うねからはみ出しもあり、立茎のバランス保持に苦労しています。

アスパラガスは一度の植え付けにより管理次第で、長期間期待に応えてくれます。微力ですが、これから消費者に少しでも喜んでもらえるようなアスパラガス作りに励んでいきたいと思っています。

アスパラガスは一度の植え付けにより管理次第で、長期間期待に応えてくれます。微力ですが、これから消費者に少しでも喜んでもらえるようなアスパラガス作りに励んでいきたいと思っています。



定年退職後に就農!



圃場全体の様子▶



農地パトロール
(利用状況調査)
を実施します

農業委員会では、農地法第30条に基づき、年一回、市内全域で「農地パトロール(利用状況調査)」を実施しています。農地パトロールでは、農地を見回り遊休農地(荒廃農地)化していないか、適正に管理されているかを確認します。「農業委員会等に関する法律」の権限に基づき、農地に立ち入る場合がありますのでご了承ください。実施時期は8月下旬を予定していますが、事前連絡等はいたしません。立ち会いも不要です。利用状況を踏まえて、耕作ができないと判断された場合は「利用意向調査」を行う場合があります。農地パトロールの結果、所有農地について非農地判断決定を行った場合、3月頃非農地通知書が発出されます。非農地決定された場合は、農地台帳や水田台帳から除外されます。非農地判断について該当する農業者には、12月にお知らせします。通知が届きましたら確認していただき、不明な点がありましたら農業委員会にお問い合わせください。

私も加入しています!
農業者年金



吉田 真大 さん
よしだ まお
岩城地域 新町 (22歳)

吉田委員にインタビューしました!
加入のきっかけは地域の農地利用最適化推進委員や祖父からの勧めがあり、はじめて農業者年金を知りました。農業者年金は、会社員のような国民年金の上乗せ部分となるので、加入しようと思いましたが、加入の決め手は若いうちから保険料の補助を受けられることです。

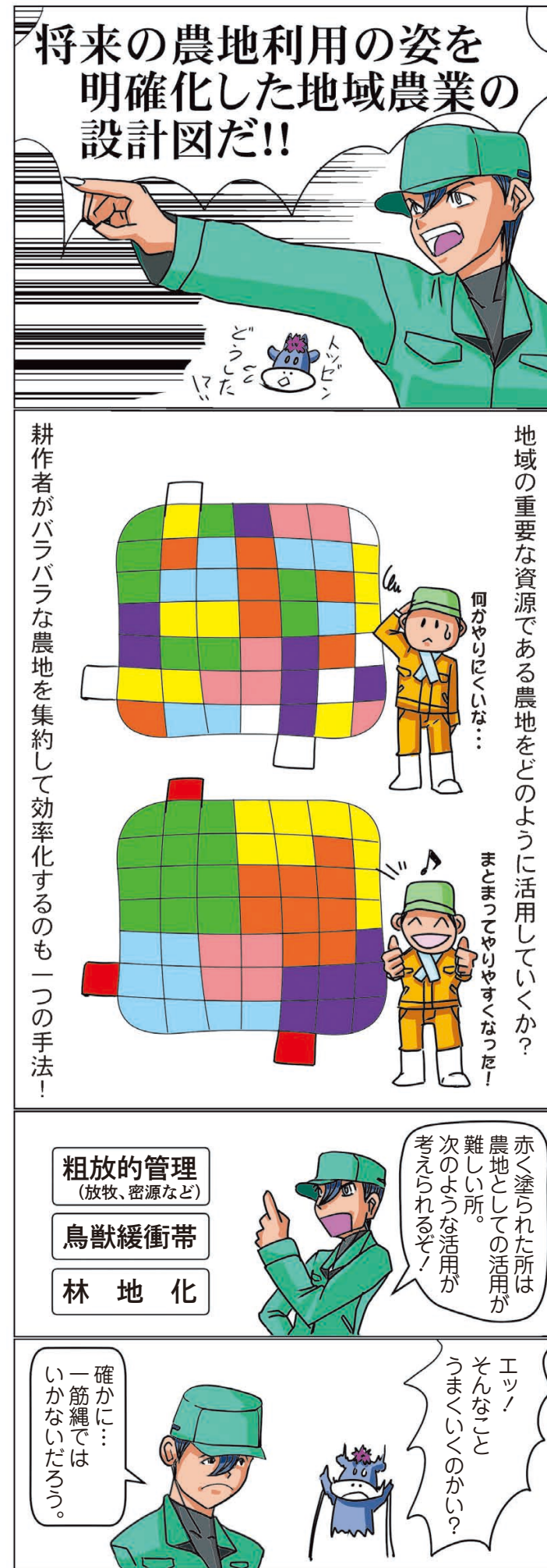
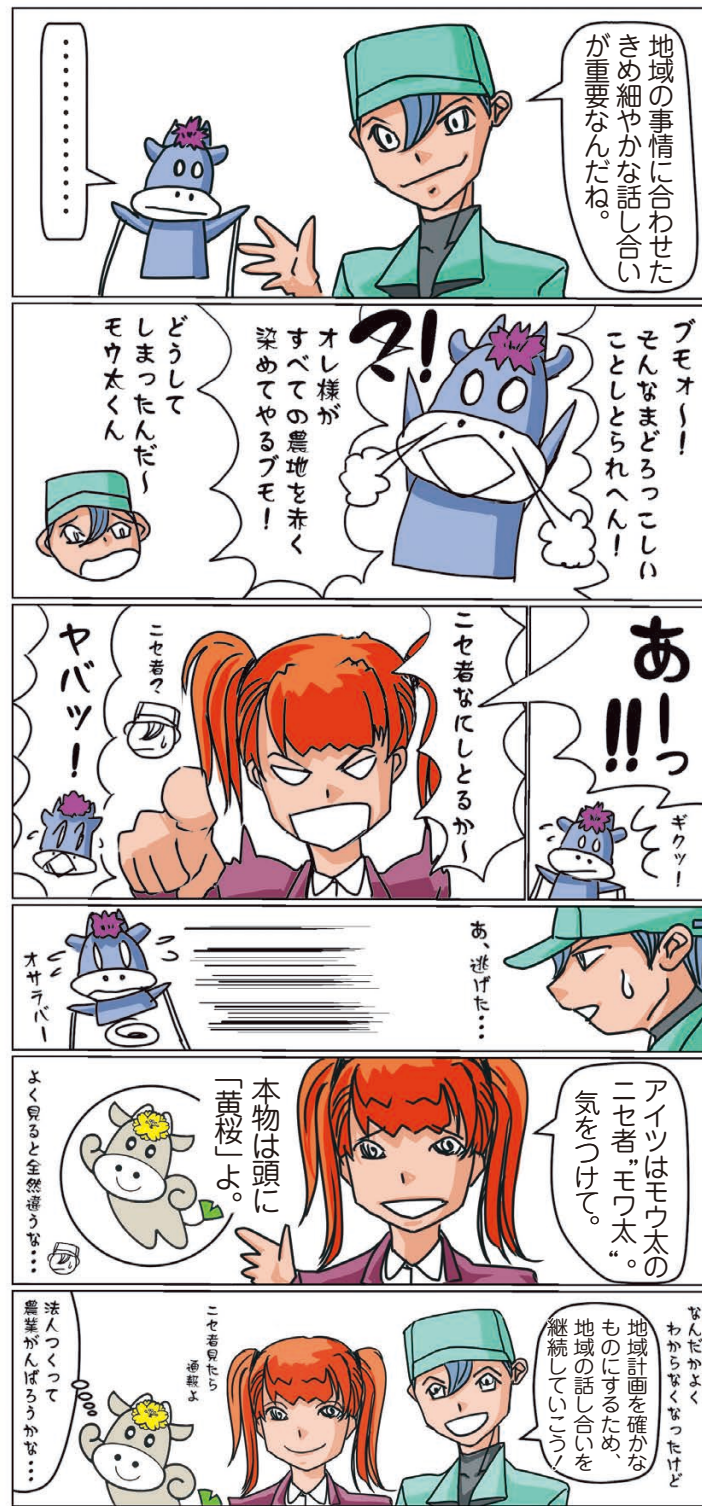
農業者年金でオススメしたいところは若年層には要件を満たせば保険料の国庫補助による政策支援があることと、若いうちから加入することで将来の安心にもつながるのでオススメです。

加入の決め手は若いうちから保険料の補助を受けられることです。

農業者年金の加入資格は3つ!

- 1 年間60日以上農業に従事
- 2 国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者は除く)
- 3 年齢は20歳以上65歳未満(60歳以上は国民年金の任意加入被保険者)

保険料の国庫補助は、一定の要件を満たす20歳~39歳が対象です。国庫補助を受けられる期間は最長20年間です。35歳未満は6千円~1万円、35歳以上は4~6千円の補助があります。



農業委員会組織が
発行する農業に関する
総合専門誌です

全国農業新聞

<https://www.nca.or.jp/shinbun/>

◆発行所／全国農業会議所
◆発行／月4回 金曜日
◆購読料／月700円(年8,400円・税込)
購読申込みは農業委員会事務局まで

総会 開催日	申請書提出期限
令和6年 9/ 20(金)	6年 8/ 30(金)
10/ 18(金)	9/ 30(月)
11/ 19(火)	10/ 31(木)
12/ 20(金)	11/ 29(金)
令和7年 1/ 17(金)	12/ 27(金)
2/ 20(木)	7年 1/ 31(金)
3/ 17(月)	2/ 28(金)

**令和6年度 農業委員会
総会開催日程**

農地に関する許可等、
申請書類の審査に時間を
要する場合がありますの
で、提出期限に関わらず、
事前に協議くださるよう
お願いいたします。また、
申請書の提出が「許可」を
確約するものではありません
のでご注意ください。